

鉍工業プロジェクト選定確認調査報告書

(ヴェトナム・中国WTO関連協力、
ジュネーヴ・ブラッセル関係機関調査)

2002年3月

JICA LIBRARY



J1170511{8}

国際協力事業団
鉍工業開発調査部

鉍開計

JR

02-144

LIBRARY

鉍工業プロジェクト選定確認調査報告書

**(ヴェトナム・中国WTO関連協力、
ジュネーヴ・ブラッセル関係機関調査)**

2002年3月

**国際協力事業団
鉍工業開発調査部**



1170511【8】

目 次

第1章 ヴィエトナム WTO 加盟支援

1. 調査の概要	1
1.1 調査団派遣の背景	1
1.2 目的	1
1.3 調査団構成	2
1.4 調査期間・日程	2
2. 調査結果	2
2.1 調査結果の要点	2
2.2 案件形成協議の結果	3
2.3 他ドナーの支援について	5
2.4 サービス貿易セミナー開催結果概要	5
2.5 今後の協力の方向性	5
3. ヴィエトナムの WTO 加盟にかかる状況	6
3.1 WTO 加盟交渉の経緯と現状	6
3.2 WTO 加盟にかかる課題	8
4. サービス貿易分野に関する知識移転結果等	9
4.1 セミナー概要	9
4.2 サービス貿易分野の課題と協力の方向性	11
5. ヴィエトナム WTO 加盟支援の方向性	13
5.1 ドナーの支援状況	13
5.2 支援ニーズと我が国（JICA）の協力の方向性及び協力プロジェクト案	16

第2章 中国 WTO 関連協力

1. 調査の概要	19
1.1 背景・経緯	19
1.2 調査目的	19
1.3 調査団員構成	20
1.4 調査日程	20
2. WTO 協定にかかる現状	20
2.1 近年の貿易政策のレビュー	20
2.2 WTO 加盟合意の主な内容	23
2.3 関連法制度整備状況	26
2.4 実施体制	27
2.5 他ドナーの活動状況	33
2.6 我が国産業界の関心の所在	39
3. WTO 協定実施に向けた課題と改善方法	42
3.1 今後の協力にあたり優先度の高い課題	42
3.2 改善方法の検討（具体的な協力案件案も含む）	45

3.3 留意事項	46
第3章 ジュネーヴ・ブラッセル関係機関調査	
1. 調査の概要	49
1.1 調査の目的	49
1.2 調査団員構成	49
1.3 調査日程	49
2. 調査結果	49
2.1 ジュネーヴ	49
2.2 ブラッセル	51
2.3 各訪問先での面談内容概略	53

第1章 ヴィエトナム WTO加盟支援

1. 調査の概要

1.1 調査団派遣の背景

途上国各国は、WTO への加盟、協定の実施に際し、国内法制度の整備や専門家の育成等の分野において困難に直面している。このため、途上国が多角的貿易体制からのメリットを享受するうえで、さらにはウルグアイ・ラウンドに続く新ラウンド立ち上げに向けての途上国の参加を確保するうえでも、加盟プロセスや協定の運用に従事する行政体制の強化（行政職員の育成や行政機構の整備など）をはじめとした途上国のキャパシティ・ビルディングに向けた支援を実施することは、極めて重要な課題となっている。

こうした観点から、我が国は 2000 年 6 月の APEC 貿易大臣会合において、APEC 域内途上国の WTO 協定実施に向けたキャパシティ・ビルディング戦略プランを作成することを提案し、他のメンバー・エコノミーから強い支持を得た。この結果を受け、我が国がイニシアティブをとって途上国各国のニーズ調査を実施し、これに基づきキャパシティ・ビルディングの協力の方向性、優先度等を示した「戦略的 APEC 計画、エコノミーレポート」を策定した。

APEC 域内途上国の中でもベトナム国は、1995 年 1 月に WTO へ加盟を申請、現在 WTO 及びメンバー国との加盟交渉が行われている。1987 年にドイモイ政策を打ち出し、1989 年からそれまでの計画経済体制から本格的に市場経済化を開始した同国は、市場経済への移行過程の中、市場経済が確立した国を中心に設立された WTO の舞台で、法と市場のルールに基づいた貿易体制にいかに対応していくかが焦点となっている。

かかる状況に対し、JICA は 2001 年 1 月に WTO 加盟支援に係るベースライン調査を実施、同国の基本的な状況を調査した。これを受け、本年 6 月にベトナム側からセーフガード及びサービス貿易に係る WTO 協定の専門家派遣要請が提出される等、WTO 加盟にあたって我が国に対して本分野の知識移転が期待されている。

1.2 目的

本件調査はベトナム国の WTO 加盟に向けた取り組みを支援するために、次の二つを目的として実施した。

(1) WTO 加盟における協力案件形成に向けた協議

- 要請された短期専門家によるセミナー（セーフガード及びサービス貿易）開催に関する具体的な知識移転内容についての打合せ。
- 平成 14 年度以降の本分野の支援の在り方について開発調査及びその他スキームを含めての協議。（協力メニュー案の提示）

(2) 現地セミナーの開催

- ベトナム側より要請された短期専門家によるセミナーのうち、緊急度の高いサービス貿易の知識移転について調査団員を講師とし、現地セミナーを開催する。

1.3 調査団構成

- | | | |
|------------|----------|--|
| (1) 植嶋 卓巳 | 団長 | 国際協力事業団 鉱工業開発調査部 工業開発調査課 課長 |
| (2) 渡邊 伸太郎 | 貿易協定管理行政 | 経済産業省 通商政策局 通商機構部 参事官 補佐
(サービス貿易担当) |
| (3) 田村 英康 | 貿易制度協力 | 経済産業省 通商政策局 通商機構部 係長 |
| (4) 黒田 龍二 | 援助計画策定 | 国際協力事業団 アジア第一部 インドシナ課 |
| (5) 斉藤 幹也 | 調査企画 | 国際協力事業団 鉱工業開発調査部 計画課 |
| (6) 高橋 和泉 | 通訳 | 日本国際協力センター |

1.4 調査期間・日程

日順			調査内容
1	11月20日	火	東京 9:50 [JL731]→香港14:55 [CX791]→ハノイ15:55
2	11月21日	水	日本大使館、JICA 事務所、商業省 (MOT) との事前打合せ
3	11月22日	木	EU (1 班)、UNDP (1 班)、AusAID (オーストラリア大使館) (2 班)、USAID (米国大使館) (2 班)、計画投資省 (MPI) 、商業省 (MOT) との打合せ (渡邊団員) 東京 9:50 [JL731]→香港 14:55 [CX791]→ハノイ 15:55
4	11月23日	金	セミナー (GATS) 実施 (商業省との合同開催)、首相府
5	11月24日	土	ハノイ 11:00 [CX790]→香港15:10 [JL732]→東京19:55 (黒田団員) 資料整理
6~ 8	11月25日~ 11月27日	日~ 火	(黒田団員) 資料整理、JICA事務所、専門家等との打合せ
9	11月28日	水	(黒田団員) ハノイ 11:00 [CX790]→香港15:10 [JL732]→東京19:55

2. 調査結果

2.1 調査結果の主要点

調査団は11月20日から28日までベトナムを訪問し、商業省多角的貿易政策局をはじめとする関係機関を対象とし、(1) ベトナム WTO 加盟支援に関する協力案件形成に向けた協議を行うと共に、(2) ベトナム側より要請されたサービス貿易に関する知識移転を目的とした現地セミナーを開催した。

本分野のベトナムに対する協力に関しては、昨年10月、本年1月のベースライン調査終了後、日本側より具体的な協力が実施されないことにベトナム側が不信感を持っているとも伝えられていたことから、今次ミッションではかかる点に十分留意し、サービス貿易に関するセミナーの開催を通して具体的な協力の実施をアピールしたと共に、案件形成協議においても日本側で提供可能なテーマ、実施方法を例示し、今後1~2年間に実施可能な具体的な協力案件についてベトナム側と打ち合わせを行った。

今回開催したセミナーについては事前にベトナム側と十分にすり合わせ、準備を進めたこと

により、関係省庁、産業界からの40名余の出席者のニーズに応えた専門的な知識を提供することができたと思われる。また、案件形成協議においては日本側より協力内容、方法について具体的な例を提示したことで今後の協力の見通しが明らかになり、今後両方で連絡をとりつつ、協力案件の実施に向けて更なる検討を進めていくことが確認された。

2.2 案件形成協議の結果

調査団は対処方針に基づき、専門家の要請を受けて (i) 今年度実施する現地セミナーの内容を打合せると共に、来年度以降の協力例として (ii) 専門家派遣による現地セミナー及び本邦研修、(iii) 開発調査による自由貿易の産業へのインパクト調査を提示し、今後の協力の方向性について協議した。協議結果の概要は以下のとおり。

(1) WTO 個別協定に関する今年度の知識移転について

平成13年6月に提出された短期専門家派遣の要請書ではサービス貿易とセーフガードに関するセミナー開催が要請されており、このうち今回のセミナーで扱わなかったセーフガードの要請内容についてその詳細を確認するため、ベトナム側との協議を行った。

▶ セミナーテーマの変更

セーフガードについてはWTO加盟にあたり、関税引き下げ、非関税障壁撤廃、貿易救済措置の理解の向上が必要であることからベトナムより希望されたものだが、本テーマは日本の得意分野でないこと、日越間のタオルに関するセーフガード発動問題など機微な内容であることから、テーマを「投資及び競争政策」に変更することが先方より提案された。現在ベトナムにおける日本の直接投資は主要な地位を占めており、投資及び競争政策は日越間の関心が一致するテーマであるというのが提案の理由である。

これに対し、調査団としてはセーフガードに関しては発動経験の少ない日本にとって先方の希望に応える十分な知見とリソースが存在しないこと、投資・競争については日越間の関心が共に高く、両国にとって重要なテーマであること、ASEAN+3等ではかねてより日本が重要視し、積極的な議論を進めており、知見やリソースもある程度有するとの認識からベトナム側の提案を前向きに検討する旨伝えた。

▶ セミナー内容、MOT 及び MPI 等の連携

次回セミナーの詳細な内容についてはベトナム側から希望テーマが提出された。投資に重点を絞り、「貿易政策と投資政策の関係」、「貿易に関連する投資措置に関する協定 (TRIM)」、「多国間投資協定 (MAI)」に関するセミナーが要請された。

セミナーの実施は今後、WTOの調整機関であり、また本件の要請元でもあるMOTをベトナム側の窓口とし、投資問題を担当するMPI等の関係機関と調整しつつ、実施に向けた準備を進めることとした。

(2) WTO 個別協定に関する平成14年度以降の知識移転について

▶ 平成14年度の知識移転計画について

今年度実施するセミナーに引き続き、来年度についてもWTO加盟支援の協力として専門家派遣、本邦研修等を通じたWTO個別協定の知識移転を行っていく用意があることをベトナム側に伝えた。現在来年度案件としてMOTから2名のWTO短期専門家の要請が提出され

ており、調査団は来年度の予算が確定していない現時点ではあくまで計画レベルであることを強調しつつ、1 日程度の短期セミナーを計 2 回程度実施すること、また貿易救済措置 (AD/CVD/SG)、TBT 協定、農業・SPS 協定をテーマとする APEC 地域特設研修 3 コースを実施する予定であり、ベトナムからは各コース最大 2 名の研修員受入を検討していることを説明した。

これに対し、MOT からはセミナー回数、研修員枠の拡大を希望しつつも日本側の提案を歓迎した。予算が手当てされ、実施可能性の目処がつけば、かかる案件の実施に向けて準備を進めることが原則合意された。

▶ セミナーのテーマについて

来年度 2 回程度実施するセミナーのテーマについてベトナム側の希望を聴取した。これに対し、MOT (APEC Division) からは (i) サービス分野への投資について、(ii) 貿易円滑化、(iii) 独占禁止法等の競争政策についてセミナーの現時点でのテーマ案として希望された。また、サービスや投資については今回及び平成 14 年 3 月のセミナーでも実施される予定であり、その中で関係者から更に必要な内容等について聴取しながら内容を固めていくことも有効であることが話し合われた。MPI からも平成 14 年度以降の投資・競争政策のセミナーの実施について期待されている。

(3) 開発調査による産業のインパクト分析に係る協力案について

▶ 開発調査による協力案

ベトナムにおいては WTO 加盟のため、今後 WTO WP (Working Party) との交渉が再開されることになっており、これに対しては加盟交渉における様々な自由化要求が自国産業・経済にどのようなインパクトを及ぼすか、といった観点を踏まえつつ、交渉に臨む必要がある。かかる認識から調査団は貿易自由化、特にベトナムの対応が遅れているサービス分野、TRIM、補助金協定が産業へ及ぼすインパクト分析調査を協力案件例の一つとして提示した。なお、日本側のリソースの制約から、本件が仮に実施されるとしても平成 14 年度後半以降となることを併せて伝えた。

▶ ベトナム側の希望

これに対し、MOT からはモノの分野においては過去いくつかの事例があるが、サービス分野については手がつけられておらず、本件は有効な協力案件である旨表明された。なお、サービス分野は非常に幅広く、実施するのであれば対象をある程度絞り込んだほうがよいとのコメントがされた。また、サービス分野は多省庁にまたがるが、省庁間の調整は MOT が実施可能であるとの表明を受けた。MOT は本件を先行的なモデルケースとしたいとの考えから、実施する場合は可能な限り早期の開始が希望された。MPI からは TRIM 協定に関する初歩的な研究を実施した経験があるものの、産業に与えるインパクト分析は十分でなく、本件に高い関心と意欲が示された。なお、いずれの機関も一方的な調査分析を受けるのではなく、共同研究というスタイルを想定している模様である。

▶ 留意事項等

本件に関しては今後交渉のテーブルにつく日本が自由化交渉の指南を行うような内容とならないこと、またサービス分野については日本及びベトナムの双方において、関係機関が多岐にわたることから実施体制に十分に注意する必要があることが日本大使館及び JICA 事務

所からコメントされた。今後、本件に関して具体的な希望がある場合は JICA 事務所に連絡するようベトナム側に伝えたが、かかる懸念が惹起されないように協力内容と体制に対しては留意する必要がある。

2.3 他ドナーの支援について

ベトナムにおいては本分野における支援が多くのドナーによって行われている。EU や UNDP、AusAID 等では多角的貿易体制、グローバリゼーションに対する包括的な支援をそれぞれ行っており、USAID は米越二国間協定の履行支援を目的とする支援プロジェクトをこの程開始している。ドナー間のコーディネーションは EU、UNDP 等が行っている。投資、競争分野に関する支援はそれほど行われていないが、サービスを含め、その他分野はドナー間の重複に十分注意する必要がある。

2.4 サービス貿易セミナー開催結果概要

本セミナーは「Seminar on Trade in Services」というタイトルの下、ベトナムが今後サービス分野の自由化交渉を進める上で必要となる専門的な知識を掘り下げたテクニカルなセミナーとして開催された。セミナーには商業省次官を筆頭に首相府、投資計画省、財政省、文化情報省、郵政通信省、統計総局といった省庁関係者、商工会議所、保険組合といった民間部門から 40 名余の関係者が出席した。

「サービス分野における競争政策」においては GATS が求める競争政策の概念を説明すると共に、具体的な禁止事項等について例を挙げて解説し、未だ国家の独占的な事業が残るベトナムの関係者に対する本テーマの基本的認識を高めた。出席者からは国の電力事業が新規分野に参入する際の留意事項といった具体的な質問があがった。

「サービス分野の MFN 例外登録」においては GATS における MFN 義務と例外登録についての解説、及び例外登録削減に対する今後の見通し等について紹介した。本件はベトナム側の関心が非常に高く、関係者から詳細な質問が集中した。米越二国間協定において高レベルの自由化が約束された状況において、今後 WTO 加盟にあたってどのような対処を取っていくべきか早急な検討が必要とされており、ベトナム側の逼迫した状況が伝わるものであった。

「サービス貿易にかかる統計手法」においては様々なサービス貿易統計の説明と GATS 分類との相違点、サービス貿易統計整備の必要性と国際的な動向を解説した。ベトナムにおいてはサービス貿易統計が十分に整備されておらず、国家はその早期の作成を具体的に指示しているところであり、これに応え、統計総局をはじめとする関係者に本件の基本的な知識と国際機関等が進めている最新の議論を提供した。

以上はいずれもベトナムが WTO 加盟作業を進めていく上で、関係者が現時点で正に直面している課題に対応した専門的な知識を移転するものであり、一般的な知識の啓蒙から一歩踏み込んだオーダーメイド型の協力を行った点で、今回のセミナーはベトナム側の期待に十分に応えたものであったと思われる。

2.5 今後の協力の方向性

JICA としてベトナムに対してはこれまで WTO・貿易関連の協力を種々実施してきたが、いずれも戦略的 APEC 計画に基づいた協力としては位置付けられてこなかったため、本分野の日本

からの協力が十分でないとの認識をベトナム側に抱かせる原因となっている。これを踏まえ、ベトナムに対しては限られたリソースの中で実施可能な協力を今後着実にやっていく必要がある。本調査においては、戦略的 APEC 計画策定後のベトナムに対する具体的な協力と位置付けて現地セミナーを開催したと共に、日本側が提供できる協力案件に焦点を絞ってベトナム側と協議した結果、今後の協力についてある程度クリアな見通しを共有することができたと思われる。

本調査ではあくまでノン・コミットルベースの意見交換として案件の検討を進めたが、基本的に今後 1~2 年間は WTO 加盟への取り組みにあたってベトナムが必要とする個別協定の知識向上を専門家派遣等によるスポット的な現地セミナーと本邦研修にて対応していくことが話し合われた。これについては来年度の専門員枠、研修員枠、及びリソースの存在を踏まえながら日本として可能な協力を実施していくことが求められる。知識移転の内容はサービス分野と併せ、WTO における投資・競争政策等にベトナム側から高い関心が寄せられているが、今後も今回実施したセミナーと同様に WTO 加盟にあたって関係者が取り組む課題に適切に対応したオーダーメイドの知識移転を行うべく、事前に相互で情報を交換しつつ準備を進めていくことが重要である。

また、今後ベトナムが加盟交渉を進めていく中で、自由貿易体制が自国産業へ与えるインパクトの分析に対しても高い関心が示され、今後開発調査による調査研究型の協力が希望される可能性がある。本件は WTO 加盟にかかる各種分野の自由化をベトナムが検討していくにあたっての有効な協力と考えられるが、各国の交渉事項にかかわる機微な内容を含む可能性があることから、協力内容の妥当性に留意すると共に、サービス等の多省庁にまたがる分野を扱う上で、協力の実施方法についても十分に検討する必要がある。

3. ベトナムの WTO 加盟にかかる状況

3.1 WTO 加盟交渉の経緯と現状

ベトナムは、1989 年のドイモイ（刷新）政策の採用を受けて、旧来の計画経済から市場経済への移行を行ってきた。その中でも、ベトナムにとって貿易及び投資の拡大は、経済発展のための重要な要素であるとの認識から、自国経済の世界経済への統合のために各種国際機関への加盟を模索してきた。1994 年 7 月には GATT1947 のオブザーバーとなり、ASEAN への加盟も推進しているところであった（ASEAN には 1995 年 7 月に加盟した）。

その後 WTO が設立されるやいなや、ベトナム商業大臣は 1995 年 1 月 4 日に、WTO 設立協定第 12 条に基づき一般理事会に対して WTO 加盟申請を行った。これを受けて WTO 事務局は 1995 年 1 月 31 日に開催された一般理事会会合において、ベトナムの加盟申請を議題として取り上げた。日本、豪州、ニュージーランド、インド、インドネシア（ASEAN 諸国代表）等の支持を得て、一般理事会はベトナム加盟作業部会の設置を決定し、韓国のジュネーヴ代表部大使（当時）の Seung Ho 氏が議長に就任した。

その後、1996 年 9 月 24 日に、ベトナムより貿易制度に関するメモランダムが提示され、これに対して各国からベトナムに対して質問が提出された。

関係国を集めた第 1 回作業部会会合は、当初 1997 年 12 月に開催が予定されていたが、ベトナムの政治日程及び貿易制度に関するメモランダムに対する各国の質問への回答準備が遅れたため数次にわたり延期された。その後、1998 年 3 月にベトナム側回答が提出されたことを受け、同年 7 月 30~31 日に第 1 回会合が開催された。

表 1-1 ヴィエトナム加盟交渉年表

事 項	時 期
加盟申請受理	1995年1月4日
作業部会設立	1995年1月31日
貿易制度に関するメモランダム提示	1996年9月24日
メモランダムへの質問に対する回答	1998年3月4日 1998年8月20日 (追加)
作業部会会合	第1回 1998年7月30-31日 第2回 1998年12月3日 第3回 1999年7月22-23日 第4回 2000年11月30日
追加質問に対する回答	1998年8月20日 1999年4月19日 1999年4月20日 1999年6月16日 2000年6月26日
モノの関税譲許表オファー	未提出
サービス約束表オファー	未提出

これまで4回にわたって開催された作業部会においては、加盟国からヴィエトナム政府に対して提示された質問にヴィエトナム政府が回答するという形で続けられてきた。特に移行経済国であるヴィエトナムの経済貿易制度の透明性に関する議論が中心に行われるとともに、国内立法の進捗状況のレビューが行われてきた。

表 1-2 作業部会における論点

会合時期	論 点
第1回会合 1998年7月30-31日	経済貿易制度、特にモノの分野に関して、ベトナムが作成したメモランダムや各国からの質問に対する回答に基づき、基本的なクラリフィケーションを中心に議論。
第2回会合 1998年12月3日	第1回会合前に回答できなかった各国からの質問項目に対する回答及び第1回会合を受けた各国からの追加質問に対する回答(1998年8月)を中心に議論。
第3回会合 1999年7月22-23日	関税及びサービスのイニシアル・オファー早期提示が不可欠であり、農業の国内助成や輸出補助金の削減、補助金、輸入数量制限、輸入ライセンス、TBT、SPS、関税評価、TRIPS等についてWTO整合化を図る明確なアクションプランの提示が必要であることを議論。
第4回会合 2000年11月30日	外国貿易制度の各項目について、WTO協定整合化に向けたベトナムの取り組みについて質疑応答(228項目)。モノとサービスについてのイニシアル・オファーの早期提示が求められた。

その他、現時点において作業部会においてさらなる検討が必要となっている論点としては、農業、関税システム、輸入ライセンス、内国民待遇、SPS及びTBT、国家貿易、TRIPS等が指摘されている。

3.2 WTO加盟にかかる課題

ベトナムのWTO加盟にあたっての最大の課題は、モノの分野の譲許表及びサービス分野の約束表に関するイニシアル・オファーを早期に提出することである。例えば最近の加盟事例を見ると、中国の場合、モノの譲許表のイニシアル・オファーが1994年9月、サービス約束表のイニシアル・オファーが1994年4月と、イニシアル・オファーから加盟まで7年を要している(台湾の場合は、モノの譲許表のイニシアル・オファーが1996年2月、サービス約束表のイニシアル・オファーが1994年9月)。

ベトナムの場合、中国や台湾よりも加盟交渉期間は短縮されるものと考えられるが、早期にイニシアル・オファーを提出していかないと、並行して包括交渉が進行し(2001年11月の第4回閣僚会議で示された今次包括交渉の期限は2005年1月1日)、加盟国全体の自由化約束水準が高まると、加盟交渉を行うベトナムにとって加盟のハードルがさらに高まることが予想される。

ベトナムは既に米越二国間貿易協定において、モノの譲許表、サービスの約束表を作成しているため、これらオファーを作成するにあたっての技術的障害(例えば、GATSに関するスケジューリング・ガイドラインの理解、W/120分類の理解など)が存在しているわけではない。むしろ、米越二国間貿易協定における譲許表、約束表の水準を、WTO加盟国全体に上げられる分野がどこに存在しており、WTO加盟国全体には上げられない分野がどこなのかといった点を早急に整理し、国内関係省庁や産業界などとの調整を行うことが急務となっている。

4. サービス貿易分野に関する知識移転結果等

4.1 セミナー概要

2001年6月のヴェトナム商業省からの要請に基づき、同年11月に「Seminar on Trade in Services」がハノイ市内のホテルにて開催された。

サービス貿易分野に関する支援要請の優先順位が高い理由は、今後のWTO加盟交渉を踏まえ、約束表の作成を行なう必要があること、その際、米国の間で締結した米越二国間貿易協定における高い水準の約束をどのように例外扱いにすることができるかを検討する必要があること、さらには自由化約束を行う分野を特定するための統計整備が必要なこと、などの点が背景として存在している。

(1) 日時及び会場

2001年11月23日(金)、Horizon Hotel(ハノイ市内)

(2) 参加者

ヴェトナム商業省のスタッフを中心に、サービス貿易に関連する関連省庁、国内関係企業約40名が参加。

(3) セミナーテーマと講師

本セミナーにおいては、2名の講師により3テーマに関する説明が行われ、その後活発な意見交換が行われた。テーマ及び担当講師は以下のとおりである。

	テーマ	講師
1	GATSの全般的な紹介及びサービス貿易における競争政策	小田 正規 (三和総合研究所主任研究員)
2	GATSのMFN例外登録	渡邊 伸太郎 (経済産業省通商政策局通商機構部参事官補佐)
3	サービス貿易に関する統計手法	小田 正規 (三和総合研究所主任研究員)

(4) 個別テーマの概要とヴェトナム側関心事項

1) GATSの全般的な紹介及びサービス貿易における競争政策

第一セッションにおいては、まず参加者の理解を共通化するために、まずGATSの概要を説明した。特にGATSの成立過程における交渉上の論点、及び2000年から再開されている新規交渉における論点の説明を行った。

引き続き、GATSにおける競争関連規定の説明を行った。ここでは、GATS第8条(独占及び排他的なサービス提供者)、第9条(商慣習)、第6条(国内規制)及び基本電気通信「参照文書」など、GATSの条文に記載されている競争関連の条文の解釈を紹介するとともに、ケーススタディとして、GATSに関連した紛争事例である「EUのパナナ共通市場制度」ケースを紹介した。

ヴェトナム側からは、特に基本電気通信「参照文書」における「アンバンドリング」規定に関連し、国内の電力会社が子会社を通じて行う保険関連サービスが万一危機に遭遇した場合に、親会社がどのように支援可能であるのかといった、具体例に基づく質問が提起された。

2) GATS の MFN 例外登録

第二セッションにおいては、GATS 第 2 条（最恵国待遇）の免除に関する附属書についての説明及び、同附属書第 3 項及び第 6 項に関連した最近のサービス貿易理事会における議論を紹介した。

特に日本政府が 2001 年 5 月に提出した「COMMUNICATION FROM JAPAN MFN Exemption: Analysis and Proposal」と題する提案に対するベトナム側の関心が高く、MFN 例外登録の多くは一部の先進国が行っており、この問題は先進国として解決していかなければならない問題であるとの理解が得られることとなった。

またベトナム政府としては、米越二国間貿易協定における金融セクターや外国弁護士の自由化約束が非常に高い水準となっており、これを WTO 加盟に伴って全ての WTO 加盟国に適用することは困難であるとの認識から、米越二国間貿易協定をどのように MFN 例外としていくかについて高い関心を示された。講師側からは、まず、米越二国間貿易協定が GATS 第 5 条の経済統合に該当すれば、MFN 免除登録を行う必要はない旨説明したが、ベトナム側は、米越二国間貿易協定は GATS 第 5 条の基準を満たしておらず、MFN 免除登録を行わなければならないとの認識であった。これに対し講師側からは、サービス貿易理事会に相談し、中立的な立場から適切なアドバイスを受けることが有効であることを指摘した。

3) サービス貿易に関する統計手法

最終第三セッションでは、サービス貿易に関する統計手法に関する紹介を行った。まず、WTO 加盟国の中でもサービス貿易統計の整備状況は千差万別であることを紹介し、その中で最も統計整備が進んでいる米国及び日本の統計整備事例を説明した。引き続き、いくつかの国際機関で進められているサービス貿易統計整備作業、特に IMF が進める「Balance of Payments Manual」の改訂作業、及び欧州委員会、IMF、OECD、国連、UNCTAD、WTO の 6 機関からなる「Inter-Agency Task Force on Services Statistics」による「Manual on Statistics of International Trade in Services」の内容の紹介を行った。

さらに、サービス貿易統計を分析する際の問題点、GATS 約束表の基礎となる分類 (W/120 分類) と国連の CPC 分類、及び国際収支統計との関係について説明を行った。

これに対しベトナム側からは、GATS のモード 1、2、4 に相当する国際収支統計と、モード 3 に相当する直接投資統計の関係、モード 3 及び 4 における「Compensation of employees」や「Workers remittance」の問題に関する詳細な質問が提起され、講師側がこれに回答した。また、ベトナム統計総局より、ベトナムにおけるサービス貿易統計の整備状況及びベトナムが直面する困難が紹介されるとともに、ベトナムにとって、モード 4 に関連し、人の移動の部分の統計は先進国においては十分に把握されていないものの、ベトナムにとっては整備が行いやすい分野であるとの指摘があった。これに対し講師側からは、日越がそれぞれ得意な分野における統計整備を進める中で、意見交換を進め、両国のサービス貿易統計整備の水準を高めていくべきであるとの指摘がなされた。また、国家観光庁からは、観光サービスの定義は、国際収支統計上のものよりも広いのではないかとの疑問が提起された。講師側からは、同様な議論は既にいくつかの WTO 加盟国から提起されており、提案内容の紹介を行った。

なお、本セミナーの結果は、後日 (2001 年 11 月 27 日)、ベトナム英字新聞である「Vietnam News」でも報道され、ベトナムにとっても非常に意義の深いものであることが紹介された。

4.2 サービス貿易分野の課題と協力の方向性

(1) ヴィエトナムのサービス産業の現状

ヴィエトナム経済において、第三次産業（サービス）分野は、製造業分野の拡大により経済全体のシェアを低めているものの、2000年時点でGDPの5割弱となっており、前年比8.9%の高い成長率を示している。また、ヴィエトナムの貿易（モノ＋サービス）に占めるサービス貿易の比率は、1990年には輸出、輸入とも5%前後であったのに対し、1999年には20%前後まで拡大している（1999年は輸出に占めるサービス輸出の比率は前年と比較して低下しているが、これはモノの輸出の成長率が大きかったためである）。直接投資受け入れについても、第三次産業（サービス）分野は全体の約半数（金額ベース）を占めており、製造業分野における投資受け入れよりもシェアが大きくなっている。

こうした状況を背景に、ヴィエトナム政府はサービス産業の育成は、その他の分野の育成とともに重要な課題であるとの認識を有している。

表 1-3 ヴィエトナムにおける GDP 構成の推移

		1995	1997	1998	1999	2000
実額 10億ドン	第一次産業	62,219	80,826	93,072	101,723	107,913
	第二次産業	45,327	71,468	86,102	104,470	125,141
	第三次産業	121,346	161,329	181,842	193,749	211,085
	合計	228,892	313,623	361,016	399,942	444,139
構成比	第一次産業	27.2%	25.8%	25.8%	25.4%	24.3%
	第二次産業	19.8%	22.8%	23.8%	26.1%	28.2%
	第三次産業	53.0%	51.4%	50.4%	48.4%	47.5%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
成長率	第一次産業		14.0%	15.2%	9.3%	6.1%
	第二次産業		25.6%	20.5%	21.3%	19.8%
	第三次産業		15.3%	12.7%	6.5%	8.9%
	合計		17.1%	15.1%	10.8%	11.1%

出所：Statistical Publishing House, *Statistical Yearbook 2000*

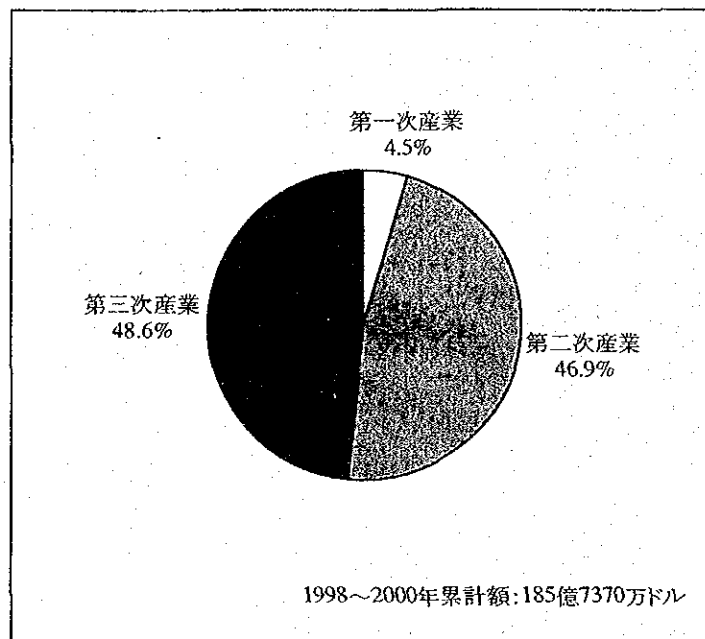
約14,800 ドン=1米ドル（2001年11月）

表 1-4 ヴィエトナムの貿易構造の推移

		1990	1995	1998	1999
輸出	モノ輸出①	2,404	5,449	9,361	11,523
	サービス輸出②	182	2,147	2,609	2,709
	② / (①+②)	7.0%	28.3%	21.8%	19.0%
輸入	モノ輸入③	2752	7500	11494	11600
	サービス輸入④	126	1982	3156	3573
	④ / (③+④)	4.4%	20.9%	21.5%	23.5%

出所：Statistical Publishing House, *Statistical Yearbook 2000*

図 1-1 対ヴィエトナム直接投資の産業別構成比（1998～2000年累計）



出所：Statistical Publishing House, *Statistical Yearbook 2000*

(2) サービス貿易分野における課題

しかし、ヴィエトナムのサービス分野は海外からの参入に対して依然として大きな参入障壁を有しており、国際的に競争可能な産業として育ててはいない。また障壁が存在している結果、国内のサービス事業者が、WTO/GATS ルールに即した国際ルールに精通しておらず、自由化を通じた国際競争に対してネガティブな姿勢をとっているのが現状である。

また、今次サービス貿易セミナーを通じて明らかとなった、サービス分野におけるヴィエトナムの課題は以下の各点である。

1) サービス貿易統計の未整備

現在、公表されているヴィエトナムのサービス貿易統計は、WTO が作成している対世界のサー

ビス貿易量に関する推計値のみであり、ベトナム政府自身が公表しているサービス貿易統計は存在していない。

しかし、サービス貿易の自由化を行うにあたっては、実際にどの産業においてどの程度のサービス貿易が行われていることを把握することなしに、国内調整を行うことは困難である。

ベトナム政府は、統計総局と商業省が共同でサービス貿易統計の整備を進めるとしているが、国際収支勘定に関しては、外国為替を監督する中央銀行の協力が不可欠である。サービス貿易統計整備の省庁横断タスクフォースを作成するなど、政府間で情報を共有し、リソースの有効活用を行うことが求められる。

2) GATS 規定の理解の国内浸透

現在、GATS の各条文が意味することの十分な理解は、商業省の WTO 担当セクションなど一部の担当者に限定されている。そのため、ベトナム政府各省庁が取り組んでいる法令の整備にあたって、サービス部門においては、GATS と整合しない規定が作り上げられてしまう可能性が高い。

また、ベトナムが外国投資の推進及び国内産業の育成を両立させていくにあたっては、GATS の規定を十分に理解しておく必要がある。特に GATS のモード 3 (商業拠点の設立) の自由化を検討するにあたっては、競争促進的規定の理解を含め、自由化がベトナム国内産業に与えるインパクトを定量的に分析することなどを通じて、国内に自由化のメリット・デメリットを国内利害関係者 (サービス産業を所管する省庁、サービス事業者など) に十分に周知させる必要がある。

(3) 今後の協力のあり方

サービス貿易分野に関して、現時点において特にベトナム政府にとって重要な点は、自由化の (正・負の) インパクトがベトナム国内産業に与えるインパクトの十分な検討・理解である。これまで、ベトナム政府は製造業分野における自由化 (関税及び投資の自由化) については検討が進められてきたが、サービス分野における分析は十分ではない。しかしその一方で、上述のとおり、サービス産業はベトナムの GDP、国際貿易、外国投資受入といった分野において大きなウェイトを占めるようになってきており、早急な検討が必要である。

ベトナムにとって新しい分野であるサービス分野の検討を進めるにあたっては、我が国の学識経験者、研究機関と、ベトナム側学識経験者、研究機関との共同研究を行う形を採用することが好ましい。これは、ベトナム側に十分な蓄積のないサービス分野における経済インパクト分析を、既に一定水準の分析スキルを有する日本側研究者からベトナムに移転する効果をもつことになるとともに、ベトナムが総合的な産業政策を検討する際に、サービス分野における規制改革をどのようにすすめるべきかを検討する際の有益な参考情報となる。

また短期的には、ベトナムがサービス貿易分野において抱えている個別具体的な課題に対処するためには、日本側専門家を短期間ベトナムに派遣することを通じて、サービス貿易に関与するベトナム関係省庁を広く集めたセミナー・ワークショップ等を開催し、ピンポイントでのアドバイスを提供することが好ましいと考えられる。

5. ベトナム WTO 加盟支援の方向性

5.1 ドナーの支援状況

ベトナムの WTO 加盟支援に関しては、多くの二国間・多国間援助が既に実施されており、また新たに計画されているところである。EU の対商業省支援プログラムである「多角的貿易政策

支援プログラム (MUTRAP) 事務局は、商業省からドナーの活動の重複を回避することを目的に調整役を依頼されている。その取りまとめ結果によると、ベトナムにおける WTO 加盟支援の現状は以下の通りである。

表 1-5 ヴィエトナムを対象とした WTO 加盟支援の現状

協定	実施国・機関	プログラム概要	対象機関	進捗
WTO 加盟支援	オーストラリア	経済統合・貿易自由化に向けた政策立案・分析能力強化に関するキャパシティビルディング	MARD	P
		ASEAN・オーストラリア開発協力プログラム (ASEAN の地域統合及び競争力強化支援)	ASEAN 諸国	P
		経済統合・貿易自由化の雇用と福祉へのインパクトに係わる政策研究 (実施機関は世界銀行)	MOT 及び関連機関	O
		ベトナム・オーストラリア研修プログラム (政府高官対象の英語能力強化支援)	関係省庁 MOT 等	O
ベルギー		貿易自由化・環境・WTO 加盟の社会経済的影響	MOT	O
イギリス		政府高官を対象とした英語研修	関係省庁	P
		貿易自由化の貧困層へのインパクトに関する調査	-	-
		貧困削減戦略融資	-	-
カナダ		APEC/WTO キャパシティビルディング	-	P
		APEC 経済統合プログラム	APEC 諸国	P
		政策実施支援プロジェクト (第 2 フェーズ)	関係省庁	O
		法改正支援プロジェクト	MOJ	O
EU		多角的貿易政策支援プログラム (MUTRAP)	MOT・NC	O
ドイツ		WTO 加盟支援 (多国間貿易制度の理解向上、統合強化等に関する調査)	官民関係者	-
		経済統合支援に向けた調査研究	MOT・NT	O
		経済改革支援	関係省庁	O
日本		法制度支援	MOJ 等	O
		国別特設研修	関係省庁	O
韓国		WTO 研修プログラム	関係省庁	-
		WTO 研修コース	関係省庁	O
ニュージーランド		貿易政策コースの修士号奨学金	-	E
		政府職員向け英語研修	関係省庁	-
スウェーデン		法制度整備及び実施支援	関係省庁	O
スイス		国際貿易制度への統合・貿易促進に向けた支援	-	-
		貿易制度に関する助言	-	-
タイ		国際貿易管理に関する研修	MOT	P

		WTO 加盟支援に向けた研修	MOFA MOT	E
		WTO 問題の理解向上に向けた助言	MOFA MOT	P
	UNDP	国際経済への統合支援	-	-
		境経済戦略支援	-	-
	USA	貿易調整及び改革支援 (GATT、GATS、IPR)	関係省庁	O
GATS	イギリス	金融サービスと GATS 約束に関するワークショップ	MOF・SB	O
		デジタル・トレード、Eコマース、Eガバメントに関する国際会議	MOSTE	E
	日本	GATS セミナー (競争政策、統計手法、MFN 例外登録等)	MOT 他	E
TRIPS	日本	知的財産権制度の近代化支援	NOIP MOSTE	O
	スイス	知的財産権保護に向けた特別協力プログラム	NOIP	O
TBT	ニュージーランド	基準・適合性ワークショップ	STAQMEQ	-
補助金・相殺 関税	イタリア	WTO 加盟に向けた補助金・相殺関税協定実施支援	MOT	P
農業・SPS	デンマーク	漁業セクター支援	MOFI	O
	EU	家畜サービス強化支援	MARD	O
	FAO	農産品の国際競争力強化に向けた政策支援	MARD	O
原産地規則	スイス	WTO 加盟プロセスの促進支援	関係省庁	P
貿易円滑化	シンガポール	ASEAN の CLMV における国際競争力の確保に向けた貿易関連支援	官民関係者	O
環境	UNDP	貿易と環境に関する開発	-	-
その他	世界銀行	石油価格、マーケティング、砂糖セクターの貿易・非貿易政策に関する調査	-	E

(出所) "Summary of T.A. Programmes: Vietnam's WTO Accession Issues", Multilateral Trade Policy Assistance Programme (MUTRAP), November 22, 2001.

(注) 進捗状況の記載は右の通り。O: 実施中、P: 計画段階、E: 終了。

ヴェトナムに対する WTO 加盟支援は多岐に渡る。政策立案、調査研究、人材育成に係わる協力が多いが、サービス貿易、知的財産権、農業・SPS 分野にも多くのドナーが関心を示している。既存の支援プログラムの内、規模が大きなものとして EU、USAID、AusAID による支援が挙げられる。EU による MUTRAP では、EU 及び商業省多角的貿易政策局から人材を出し、両者が Co-Director という形で案件を推進している点に注目すべきであろう。支援プログラムは 2000 年初頭から 2 年半が予定されており、その内容は 1) テーマを特定した技術支援 (国内研修・政府職員への WTO 派遣研修・EU の専門家のヴェトナム派遣)、2) 貿易と投資・産業・農業・サービス貿易に関する調査研究、3) WTO 関連国内法及び関連情報のデータベース構築から成る。

USAID は 2000 年 7 月に締結された米越通商協定が米国内で批准されたことを受け、ヴィエトナム国内での同協定履行に向けた 3 年間 600 万米ドルに及ぶ支援を 2001 年 10 月に開始した。モノの貿易に加えて、サービス貿易、知的財産権のエンフォースメントを対象にし、首相府を主なカウンターパートとしつつ、分野に応じて商業省、財務省、司法省等を対象に協力を行うことが予定されている。

AusAID は、途上国においてサービス貿易と農業を重点的に支援してきており、特にヴィエトナムでは税関及び検疫手続きの簡素化といった貿易円滑化、貿易問題に対する政策提言、インパクト分析、人材育成に係わる支援に注力している。APEC の枠組みでは政府職員の交渉能力向上に向けた研修も実施し、2001 年 11 月時点で既に約 200 名が受講した。2000 年 2 月からは商業省を主な対象として Capacity Building for Effective Government と呼ばれるプログラムを開始し、従来型の固定的な協力ではなく、要請に基づいて迅速かつ柔軟に 1) 経済統合への対応、2) 産業セクター改革、3) 公共行政改革、4) その他の政府能力向上、に資する支援を開始できる体制を整備している。

今後とも多くのドナーによって本分野の支援が活発に行われることが予想されるため、EU を中心としたドナー・コーディネーションの動きに十分に注意を払いつつ、支援に際しては他ドナーによる協力との重複の回避に留意する必要がある。

5.2 支援ニーズと我が国 (JICA) の協力の方向性及び協力プロジェクト案

ヴィエトナム政府は WTO 加盟実現に向けて多くの課題がある中で、投資と競争政策に関する能力向上の必要性を表明している。本分野は日本が多くの実績を持ち、人材リソースも豊富であることから、日本からの支援を受けたいとしている。

商業省は 2001 年 11 月にカタルのドーハで行われた WTO 第 4 回閣僚会議において、投資に関する包括的交渉の開始が第 5 回閣僚会議において決定するということが確認されたことを受け、貿易と投資の関係に関するルール作りに大きな関心を示している。次回閣僚会議で交渉議題となる投資問題のヴィエトナム経済及び社会への影響、投資 (特にサービス分野における投資) に関する多角的措置、投資政策と競争政策等を具体的な関心事項として挙げている。また、現行の投資関連法制度の見直しやサービス分野で外国直接投資を呼び込むために今後採用すべき方策についての助言も必要としている。

TRIM 協定関連事項を管轄する計画投資省も現行の法律が自動車・オートバイ分野、輸出加工区・工業団地等に関連して TRIM 協定違反事項を包含していることを認識しており、投資分野に関する更なる能力向上の必要性を感じている。TRIM 協定履行が国内産業に及ぼす影響は多大であると考えられており、例えばローカル・コンテンツ要求を減らした場合、競争にさらされた企業から失業者が増大するという結論が予想されている。また、サービス貿易分野において国際基準に適合しない MFN 例外や外国投資に対する出資比率制限 (市場アクセス制限) 等、検討すべき課題は多く、投資環境整備の必要性は認識されているが、具体的な分析と政策策定につながる研究はなされていない。従って、TRIM 協定履行による経済へのインパクトや課題の克服に向けての分析が早急に必要とされる。

我が国 (JICA) はこれらのヴィエトナム側のニーズに対応するために、平成 13 年度に 1) サービス貿易に係わる統計手法、サービス貿易に係わる競争政策、サービス分野の MFN 例外登録 (2001

年11月実施)、2) 投資・競争政策に関するセミナー(2002年3月実施)をベトナム国内で実施した。WTO加盟に向けた能力向上支援を継続的に実施するために、平成13年度の支援結果を踏まえつつ、また更なるニーズの聴取を通して平成14年度もベトナムのニーズに合致したテーマで2回程度、同様のセミナーの開催することが望まれる。現在のところ、サービス分野への投資、貿易円滑化、競争政策が次年度以降の研修テーマとして挙げられている。

また、ベトナム政府の現状及び支援ニーズを鑑みると1) サービス分野自由化による国内経済へのインパクト分析とそれに基づく産業政策の構築、2) TRIM協定の履行による現行制度改革が国内経済に及ぼすインパクトの分析、に関する研究を日越共同で実施することも望ましく、今後の検討課題となっている。